

新型コロナウイルス感染症について

令和4年8月25日

R4年4月～府立学校児童生徒コロナ陽性者数の状況

府立児童生徒

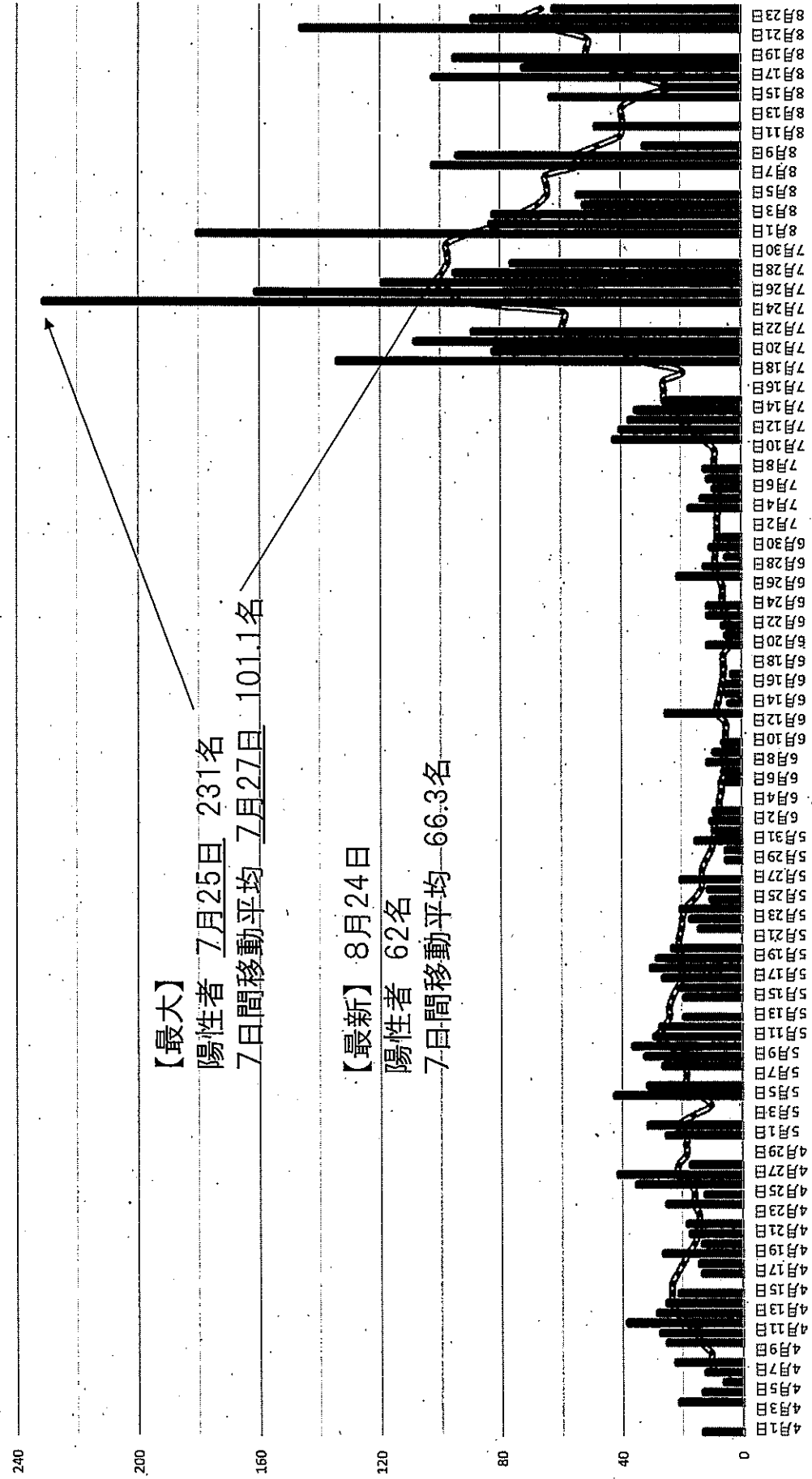
※広報日ベース（「／」は広報なし）

	日	月	火	水	木	金	土	週平均	前週比
7/24～	24	25	26	27	28	29	30	97.4	1.65
陽性者数		↑231	↑161	↑119	✓95	✓76			
7日間平均	59.0	92.0	95.9	101.1	99.3	97.4	97.4		
7/31～	31	8月1日	2	3	4	5	6	64.4	0.66
陽性者数		✓180	✓83	✓82	✓52	✓54			
7日間平均	97.4	90.1	79.0	73.7	67.6	64.4	64.4		
8/7～	7	8	9	10	11	12	13	39.4	0.61
陽性者数		✓102	↑94	✓32		✓48			
7日間平均	64.4	53.3	54.9	47.7	40.3	39.4	39.4		
8/14～	14	15	16	17	18	19	20	51.1	1.30
陽性者数		✓63	✓26	↑102	↑72	↑95			
7日間平均	39.4	33.9	24.1	34.1	44.4	51.1	51.1		
8/21～	21	22	23	24	25	26	27		
陽性者数		↑146	↑89	✓62					
7日間平均	51.1	63.0	72.0	66.3					

↑…前週比増／✓…前週比減

府立学校【児童生徒】陽性者グラフ ※広報日ベース

■陽性者数 ○7日間移動平均



R4年4月～府立学校【教職員】コロナ陽性者数の状況

府立教職員

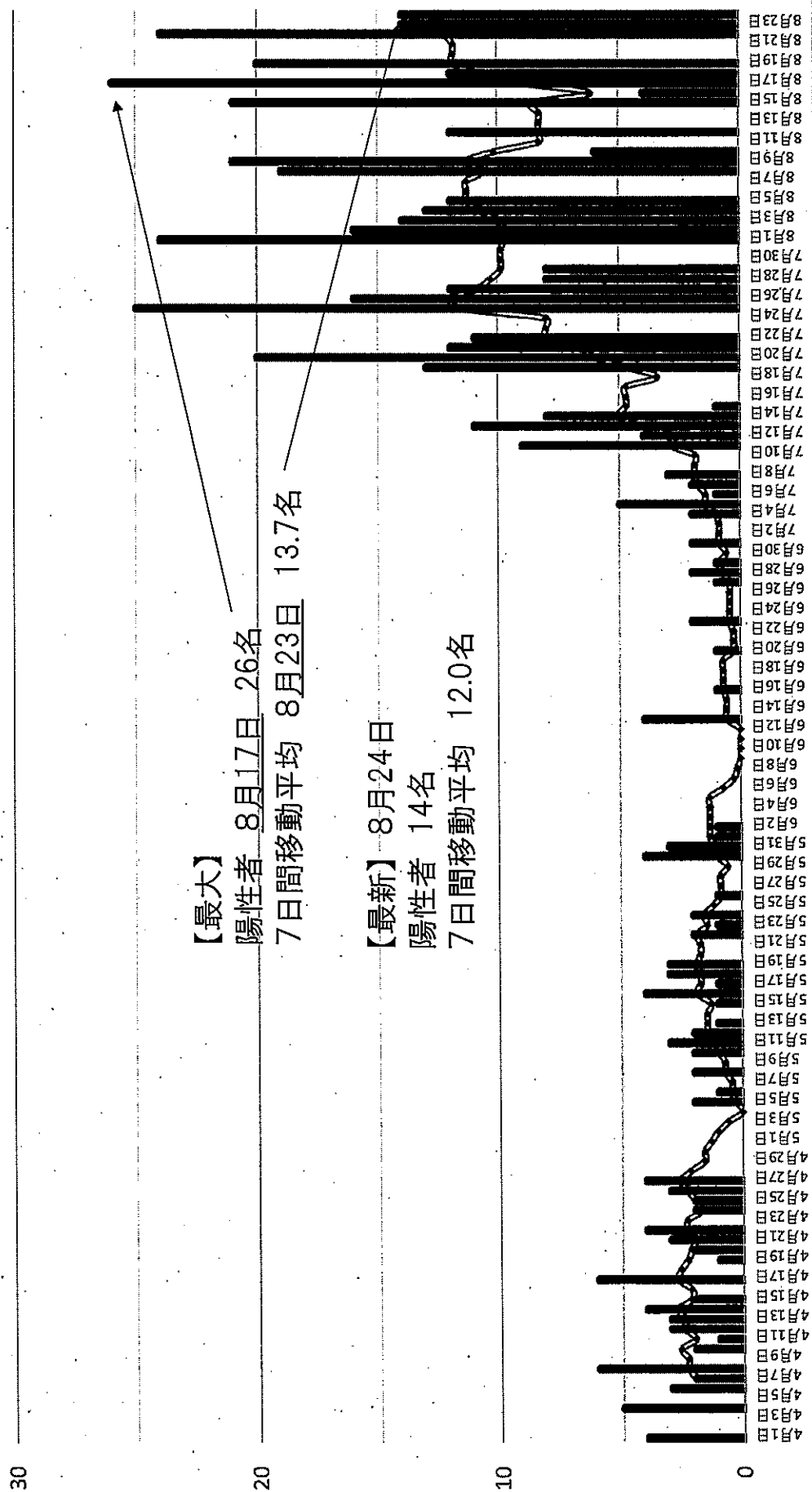
※広報日ベース（「／」は広報なし）

	国	月	火	水	木	金	土	週平均	前週比
7/24～	24	25	26	27	28	29	30	9.7	1.21
陽性者数		↑24	↑16	↓12	✓8	✓8	/		
7日間平均	8.0	11.4	11.9	10.7	10.1	9.7	9.7		
7/31～	31	8月1日	2	3	4	5	6	11.3	1.16
陽性者数		→24	→16	↑14	↑13	↑12	/		
7日間平均	9.7	9.7	9.7	10.0	10.7	11.3	11.3		
8/7～	7	8	9	10	11	12	13	8.3	0.73
陽性者数		✓19	↑21	✓6	/	→12	/		
7日間平均	11.3	10.6	11.3	10.1	8.3	8.3	8.3		
8/14～	14	15	16	17	18	19	20	11.9	1.43
陽性者数		↑21	✓4	↑26	↑12	↑20	/		
7日間平均	8.3	8.6	6.1	9.0	10.7	11.9	11.9		
8/21～	21	22	23	24	25	26	27		
陽性者数		↑24	↑14	✓14					
7日間平均	11.9	12.3	13.7	12.0					

↑…前週比増／✓…前週比減

府立学校【教職員】陽性者グラフ ※広報日ベース

■陽性者数 ○7日間移動平均



京都 B A . 5 対策強化宣言

令和 4 年 8 月 4 日
京都府

京都BA.5対策強化宣言

これまでに経験したことのないペースで、オミクロン株BA.5系統を中心とする感染が急拡大し、医療への負荷が増大しています。

感染のさらなる拡大を防ぐため、帰省や旅行等の機会が多くなるこの時期、改めて一人ひとりが、「自分が感染しない」、「ほかの人に感染させない」、「感染をひろげない」を常に意識し、感染防止に注意して行動いただくようお願いします。

期間：令和4年8月31日まで

※感染状況等により期間を修正することがあります。

I 一人ひとりが感染対策を

1 基本的な感染対策

- こまめな換気による空気の入れ換えをしてください
- 飲食時も含め、会話の際はマスクを着用してください
- 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください

(1) 自分が感染しないために

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入れ換えを行ってください。
- ・ 「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

(2) ほかの人に感染させないために

- ・ 毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は、医療機関へ相談してください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある方、これらの方と日常的に接する方は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。
- ・ 従業員等で高齢者や基礎疾患のある方、同居者にそうした方がいる場合は、本人の申出を踏まえ、在宅勤務や時差出勤等の就業上の配慮を行ってください。
- ・ 帰省等で高齢者や基礎疾患のある方と接する場合は、できるだけ事前に検査を行うようにしてください。

(3) 感染をひろげないために

○事業所等でひろげないために

- ・在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触の低減に取り組んでください。
- ・従業員等に対する出勤時の検温等の健康管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は勤務させないとともに、医療機関へ相談するよう指導してください。
- ・職場の感染対策を再点検し、特に居場所の切り替わり（食堂、休憩室、更衣室、喫煙所等）での注意喚起を徹底してください。
- ・特措法第24条第9項により、業種別ガイドラインの遵守を要請しますので、適切に取り組んでください。

○学校・保育所等でひろげないために

- ・学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。
- ・学校等の休業期間においても感染リスクが高い行動を控えるよう注意喚起してください。

○医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ・医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、オンラインでの面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・高齢者施設内の感染拡大を防ぐため、従事者等に対する検査を行ってください。

○自宅療養者や濃厚接触者の方は

- ・自宅療養中は外出をせず、同居の方がおられる場合は生活空間を極力分けてください。
- ・濃厚接触者の方や、同居の方が陽性になった方は、感染している可能性が高いことを意識していただき、不要不急の外出を控えてください。

2 屋内でのエアロゾル感染を防ぐために、換気対策の徹底

- ・エアコン使用中でも、「窓を開ける」「扇風機と換気扇を使用する」など、こまめに換気をしてください。＜CO₂センサーがある場合は、1,000ppm以下を維持してください＞
- ・家庭や事業所での会議などで、同じ場所に長時間滞在する場合は感染リスクが高まりますので、換気に注意してください。
- ・特に、高齢者施設、学校、保育所等では、令和4年7月14日のコロナ分科会提言を踏まえた効果的な換気を行ってください。
- ・子どもたちが多く集まる場所では、周りの大人が換気の徹底を図るなど感染対策に気をつけてください。

3 正しいマスクの着用

- ・屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用しましょう。
- ・屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はありません。

4 飲食時の感染対策

飲食時には

- ・適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用しましょう。
- ・会話の時はマスクを着用しましょう。
- ・お店では大声で話さないようにしましょう。
- ・余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしましょう。

※認証店：アクリル板の設置や適切な換気など、京都府が定めた基準に基づく感染防止対策が実施されている飲食店

5 業務継続

業務継続のため、症状がある従業員は休務させるとともに、テレワークや時差出勤等、人との接触の低減に取り組んでください。

II ホール等での催し物の開催について

開催規模に関わらず、業種別ガイドラインに基づく入場整理等の感染防止対策を徹底してください。

III ワクチン接種の推進

- ・ワクチン接種を希望する方は積極的に接種してください。
- ・ワクチン接種を希望する方(児童・生徒等含む)が、気がねなく接種に行ける環境を職場や学校等で整えてください。
- ・60才以上の方や基礎疾患をお持ちの方は、重症化予防のため4回目のワクチン接種を積極的に受けてください。
- ・3回目接種により、ワクチンの効果が回復しますので、まだお済みでない方は早めの接種をお願いします。

Ⅳ 検査の活用

- ・感染に不安を感じる無症状の方は、無料検査実施事業を活用し検査を受検ください。
(特措法第24条第9項に基づく要請)
- ・症状が軽く重症化リスクが低いと思われる方は、発熱外来の受診に代えて、医療機関で行う抗原定性検査キットの配布事業の活用も検討してください。

Ⅴ 的確な救急要請

- ・救急外来及び救急車の利用は、緊迫している場合など、真に必要な場合に行ってください。
- ・＃７１１９を積極的に活用してください。

各府立学校長 様

京都府教育委員会

教育長 前川 明範

新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について（通知）

京都府における新型コロナウイルス感染症については、8月4日から8月31日までを期限として、「京都B A. 5対策強化宣言」が出されているところですが、依然として高い感染レベルが継続している状況です。

このような中、間もなく夏季休業期間が終了し授業等を再開することになりますが、今後、文化祭・体育祭・研修旅行など、児童生徒の成長に欠かせない各種学校行事が多く控えています。

これらの学校行事は、過去2年間やむを得ず中止や縮小としてきた学校も多いことから、今年度についてはできる限り実施を目指すことが、児童生徒のためにも、また学校文化やノウハウの継承という観点からも極めて重要です。

については、引き続き、強い危機意識を持って気を緩めることなく、適切な感染防止対策を徹底しながら学校教育活動を行っていく必要がありますので、下記に留意の上、適切な対応をお願いします。

なお、今後の感染状況により対応を変更する場合は、別途通知します。

記

1 通学等について

各学校の通学実態や地域の感染状況を踏まえ、引き続き、通学時や校内での密を避ける工夫を行うこと。

2 学校教育活動の制限について

- (1) 感染症対策を講じてもなお感染リスクの高い学習活動（学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（2022.4.1 Ver.8）（以下「衛生管理マニュアル」という）P50）については、可能な限り感染症対策を行った上で、児童生徒の「接触」「密集」「近距離での活動」「向かい合っでの発声」について、可能なものは避け、一定の距離を保ち、同じ方向を向くようにし、回数や時間を絞るなどして実施すること。
- (2) 学校外の者が参加して行われる校内での活動や、校内外での他校生との交流については、参加人数や参加者の範囲を限定・把握し、感染症対策を十分に講じた上で実施を可とする。
- (3) 校外での教育活動については、訪問地域の感染状況や移動時も含めた活動内容等か

ら、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。

- (4) 宿泊を伴う教育活動については、訪問地域の感染状況や活動内容等から、感染リスクが低いと判断できる場合に実施を可とする。

なお、実施にあたっては、次の事項に十分留意すること。

ア 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ低くなるように検討すること。

イ 「旅行関連業における新型コロナウイルス対応ガイドラインに基づく国内修学旅行の手引き（第5版）」（一般社団法人日本旅行業協会）等を参考にすること。

ウ 出発の2週間前から健康状況（体温・体調等）を毎日記録させ、出発時に必ず提出させること。なお、以下の場合は参加させないこと。

(7) 出発日の10日前から出発日の前日までの間に発熱・咳・咽頭痛等が発症し、かつ、その後の新型コロナウイルス感染症に係る検査で陰性が確認されていない場合

(イ) 新型コロナウイルス感染症に係る自宅療養期間又は自宅待機期間に出发日がかかる場合

(ウ) その他、新型コロナウイルス感染症への感染が疑われる場合

エ 活動期間中、毎日の検温と教員による健康観察の実施・記録を徹底すること。

オ 発熱等の事態に備えて、発症者の隔離・看護、医療機関・管轄保健所の確認、引率体制の確認、保護者との連絡体制の確認、行程の変更など、対応策を十分検討し万全を期すこと。

カ 本人及び保護者に対して感染防止対策や送迎を含む緊急時の対応等について十分な説明を行い、理解を得た上での参加となるよう配慮すること。また、参加に当たっては、保護者に同意書の提出を求めること。

(5) 部活動について

ア 制限等

活動に当たっては、引き続き、「府立学校の部活動における感染防止対策について」（令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡）（以下「部活動通知」という。）による「各競技等の活動や行動等」に留意するとともに、競技団体等が示すガイドライン等を踏まえること。

(7) 参加者 参加者の範囲を限定・把握し、密集を回避した上で、管理できる人数とすること。

(イ) 活動場所 自校以外で活動する場合には、訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮するとともに、移動時における感染リスクができるだけ小さくなるように検討すること。

(ウ) 活動時間 部活動指導指針のとおり。

(エ) 他府県交流 交流先と事前に連絡を密に取り、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。

(オ) 宿泊 訪問地域の感染状況や利用施設の感染症対策を考慮すること。

(カ) 大会参加 開催地域の感染状況、各自治体の対応方針等及び主催者による感染予防対策を確認の上、判断するとともに、主催者が指示する感染防止対策等の遵守を徹底すること。

イ 留意事項等

- (ア) 部活動通知で示した「学校施設を利用した練習試合等を開催する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」及び「合宿等宿泊や移動を伴う活動を実施する際の感染防止対策チェックリスト（参考）」を活用するなど、感染防止のための必要な措置を適切に実施すること。
- (イ) 練習試合や合同練習等複数校で交流する活動に参加する場合は、事前に交流先や主催者等との連携を図り、会場・更衣室等の換気状況や食事時の対応などを十分に確認した上で適切に判断すること。
- (ロ) 他府県交流や宿泊を伴う活動等を実施する場合は、事故防止や安全確保について特に留意し、顧問だけで計画することがないように、校長はじめ管理職と情報共有するとともに、組織的・計画的に実施すること。
- (エ) 発熱・咳・倦怠感などの症状を認めた場合は、絶対に参加をしないことを繰り返し指導すること。
- (オ) 活動への参加に当たっては、保護者の理解を得た上で、無理をさせることがないように特に配慮すること。
- (6) 自校で複数の児童生徒の陽性が判明する等の状況があり、教育活動の実施によって感染が拡大する懸念がある場合は、教育活動の延期又は中止等の判断をすること。

3 臨時休業について

感染者の発生状況や濃厚接触等による自宅待機児童生徒の数などにより、地域における感染拡大の状況を踏まえ、学校の全部又は一部（学級単位・学年単位・学部単位）を臨時休業とする場合がある。その対応については、府教育委員会と協議を行うこと。

4 オンラインを活用した学習について

オンラインを活用した学習を効果的に実施できるよう校内体制を整備・構築すること。

- (例)・濃厚接触等による自宅待機生徒に対して授業の様子を配信したり、授業を録画して送付したりする。
- ・授業内容の解説動画を作成し配信する。
 - ・課題の配布・回収・解説・質疑をオンラインで行う。
 - ・同時双方向のオンライン授業を行う。
 - ・校内研修の実施
 - ・デジタル教材の開発・共有

5 感染防止対策の徹底等について

(1) 感染症対策の徹底について

感染防止対策を再点検し、必要に応じて学校教育活動継続事業費を活用して対策強化を図るとともに、以下の取組を徹底すること。

特に、児童生徒一人ひとりが日常生活において、正しい情報に基づいた適切な感染症対策を自ら行うことができるように指導すること。

ア 正しいマスクの着用や3密の回避、手洗いの励行など、基本的な感染症対策を徹底するよう指導すること。なお、マスクの着用については、衛生管理マニュアルP

40で示すように適切に指導すること。併せて、熱中症のリスクを考慮し、マスク着用が不要な場面やその場合の留意事項を改めて確認し、熱中症対策と感染拡大防止の意識をもって行動するよう指導すること。

イ 特に室内の活動においては、衛生管理マニュアルP33「(1)「密閉」の回避(換気の徹底)」等を参考にして、十分な換気が行われるよう留意すること。

ウ 食事は向かい合わずに静かにとること、食後は速やかにマスクを着用すること、下校途中等に飲食しないことを繰り返し指導すること。

エ 児童生徒に発熱等の風邪の症状等がある場合は、休日においても登校させないことを徹底すること。また、同居の家族に未診断の発熱等の症状がある場合は、登校させないことをあらかじめ説明すること。この場合、授業日については学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置をとることとなる。

オ 休日に補習や部活動等で登校する際も、基本的な感染症対策を徹底するとともに、感染拡大防止の意識を持って行動するよう指導すること。

カ 学年集会等を実施する場合は、身体的距離を1m以上確保するとともに、こまめな換気を実施し、入退場時の密集を回避すること。

キ 児童生徒や保護者との面談においては、アクリル板等で飛沫を遮へいた上でマスクを着用するなど、感染防止対策を徹底すること。

ク 文化祭や体育祭等の準備・実施に当たっては、地域の感染状況等を踏まえ、実施内容や方法、実施する場所や時間等について、十分配慮すること。例えば、児童生徒が密集する活動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動を回避することや、小グループでの活動を基本とし、全員で集まって活動する機会を限定することなどが考えられる。

(2) 保護者との連絡体制の確認について

ア 学校から保護者に一斉連絡が必要な場合や、休日に緊急連絡が必要な場合、万一臨時休業になった場合を想定し、確実に連絡が取れる手段と体制を確立すること。

イ 同居の家族及び児童生徒に新型コロナウイルス感染症の疑いが判明した場合は、休日においても、必ず学校へ速やかに連絡するよう周知するとともに、連絡を確実に確認できる体制を確立すること。

(3) 体調管理について

基本的な感染症対策を徹底するとともに、「十分な睡眠」、「適度な運動」及び「バランスの取れた食事」を心がけるよう指導すること。

(4) 新型コロナワクチン接種について

ア ワクチン接種の感染予防の効果と副反応のリスク等、正しい知識に基づいた上で、接種を検討するように指導すること。なお、16歳未満の児童生徒へ予防接種を行うに当たっては保護者の同意が必要である。

イ 児童生徒のワクチン接種に係る対応には十分配慮すること。例えば、接種の有無を他の児童生徒がいる場で確認するなどの指導は行わない。

6 特別支援学校独自に必要な対応について

(1) スクールバス

過密化を回避し、環境衛生を良好に保つとともに、運行時はこまめな換気を実施すること。

(2) 給食

食事の前後の手洗いの徹底、席の配置の工夫、大声での会話を控える、食事後の飲

談時におけるマスクの着用などの対応を行うこと。

また、教職員が児童生徒の食事の介助等を行う場合は、マスクを着用するとともに、介助中は自身の喫食をしないなどの感染防止対策を徹底すること。

(3) 職場実習等

職場実習等については、実施時期や方法等を検討の上、感染リスクが低いと判断できる場合に、実施を可とする。実施する場合は、受け入れ先の企業と生徒・保護者等の職場実習の実施の意向を確認し、三者間で合意を得た上で、感染防止対策を徹底すること。

(4) 医療的ケア等を必要とする児童生徒

医療的ケアを必要とする児童生徒及び基礎疾患等により重症化するリスクが高い児童生徒の登校については、地域の感染状況等を踏まえ、主治医や保護者等と連携を密にし、個別に判断すること。

(5) 寄宿舎

寄宿舎での活動における3密を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備の設置、多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、マスクの着用などにより、環境衛生管理を徹底すること。

居室について、2人以上の共用としている場合は、十分な距離をとり、間に仕切りをするなどとともに、咳エチケット徹底と近距離での大声での会話を避けること。

児童生徒の朝夕の検温等の健康観察を行うなど、健康管理を徹底すること。

(6) その他

部活動以外の教育活動における学級・学年・学部間の交流等については、実施時期や方法等を検討の上、感染リスクが低いと判断できる場合に、実施を可とする。実施する場合は、5(1)感染症対策の徹底に示す感染防止対策を十分に講じること。

7 人権上の配慮について

- (1) 新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染しうる病気であること、また、身体的な理由や様々な理由によって、ワクチンを接種することができない人や接種を望まない人がいることを踏まえ、新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者、医療従事者や社会機能の維持にあたる方及びその家族等に対してだけでなく、新型コロナワクチン接種の有無やマスク着用の有無により、非難・いじめ・SNS等による誹謗中傷・偏見や差別を絶対に行わないよう指導を徹底すること。
- (2) 不確かな情報に惑わされて人権侵害につながることをないように、正しい情報に基づいた冷静な行動をとるよう指導を徹底すること。
- (3) いじめへの不安や家庭環境の変化等による心理的なストレスを抱える児童生徒の状況を的確に把握し、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー、関係機関による支援に確実につなげる等、児童生徒に適切に対応すること。

8 教職員の勤務等について

児童生徒の学習機会を保障し、教育活動を十分な体制で継続していく観点から、引き続き、感染防止の取組を徹底すること。

(1) 教職員の感染防止対策の徹底について

改めて一人ひとりが感染に注意して行動するよう、府民にお願いしている感染拡大

させない取組等について、教職員に徹底すること。

I 一人ひとりが感染対策を

感染拡大を防止しながら日常に近づけるため、「自分が感染しない」、「ほかの人に感染させない」、「感染をひろげない」を常に意識した行動をとってください。

1 基本的な感染対策

- ・ 部屋の換気、こまめな手洗い・手指消毒を心がけてください。
- ・ 少しでも体調が悪い場合は、医療機関に電話の上、受診し、家族を含めて通勤・通学・通園は控えてください。
- ・ 体調に不安がある時は、家族を含めて外出を控えてください。
- ・ 人との距離を確保し、大声での会話など感染リスクの高い行動を避けてください。

自分が感染しないために

- ・ 正しいマスクの着用、こまめな手洗い、外出先での手指消毒設備の活用、こまめな換気による空気の入換えを行ってください。
- ・ 「三つの密」を回避して、人と人との距離を確保し、大声での会話を控えてください。
- ・ 旅行や帰省に伴う移動や、多くの人が集まる場所では、混雑の状況に十分気をつけて、基本的な感染対策の実践など感染リスクを回避する行動をとってください。

ほかの人に感染させないために

- ・ 毎朝の検温等による体調管理を行い、発熱や咳等の症状がある場合は医療機関へ相談してください。
- ・ 高齢者や基礎疾患のある場合、これらの方と日常的に接する場合は、感染リスクの高い場面や場所への外出を控えるなど、特に注意してください。

感染をひろげないために

○学校・保育所等でひろげないために

- ・ 学校、保育所等での生活や送迎などの学校、保育所等で決められた感染対策のルールを守ってください。
- ・ 毎朝の検温等、子どもの体調管理を行い、家族を含めて発熱や咳等の症状がある場合は登校や登園を控えてください。

○医療機関・高齢者施設等でひろげないために

- ・ 医療機関、高齢者施設等での感染拡大を防ぐため、面会などの各施設で決められた感染対策のルールを守ってください。

2 正しいマスクの着用

- ・ 屋外でも、身体的距離が確保できず、会話を行う場合は、マスクを着用してください。
- ・ 屋内でも、身体的距離が確保でき、会話をほとんど行わない場合は、着用の必要はありません。

3 飲食時の感染対策

- ・ 適切な感染対策が講じられているお店（認証店）を利用してください。
- ・ 会話の時はマスクを着用してください。

- ・ お店では大声で話さないようにしてください。
- ・ 余裕を持った配席で、長時間に及ばないようにしてください。

(2) 教職員の時差出勤について

教職員の健康に配慮しつつ、時差出勤等を適切に活用する等、可能な範囲で勤務の工夫を図るとともに、職場における感染防止の取組を徹底すること。

(3) 会議等における感染防止について

会議等に新型コロナウイルス感染症の患者が出席していた場合、同席者が接触者に特定され、結果として、学校体制が確保できず、長期の学校休業を実施せざるを得ないなど、学校運営に大きな支障を来す場合がある。

については、「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」（令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡）に添付した資料も参考にし、会議等を行う場合の感染防止を徹底すること。

(4) 教職員に対する新型コロナワクチン接種について

希望する教職員のワクチン接種が円滑に進むよう配慮すること。

とりわけ、追加接種（3回目の接種）については、令和4年7月28日付け事務連絡「新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種）に関する情報提供について」の趣旨も踏まえ、接種が進むよう配慮すること。

(5) 教職員の感染疑いがある場合等の報告について

感染した教職員が勤務した場合は、児童生徒や他の教職員に感染し、学級閉鎖等を余儀なくされることもあることから、所属教職員が休みやすい環境をつくるとともに、体調が良くない者（発熱、咳、全身の倦怠感、のどの痛み、鼻づまり等）は休務し、発熱外来の受診又は医療機関で行う抗原定性検査キットの配布事業を活用するよう徹底すること。

また、教職員自身の体調だけではなく、同居家族の体調が悪い場合についても、休務するよう徹底すること。

【体調の確認や報告の徹底】

- 1 毎朝、体温測定を行うなど体調を確認し、発熱等の風邪症状がある場合には、遅滞なく管理職に報告すること。また、自身が濃厚接触者とされた場合やPCR検査を受けることが分かった場合も同様であること。
- 2 同居親族に同様の症状がある場合についても、自身の体調変化に十分注意すること。
- 3 校内の陽性者が判明した場合には、管理職が行う陽性者との接触状況に係る調査において、接触状況は校内・校外を問わず管理職に申告するほか、接触の不安のある場合も管理職に相談するなど、学校における感染拡大防止の措置のために行う調査に協力するよう徹底すること。

9 その他

上記の内容は、今後の感染状況に応じて変更することがある。

※関係通知文

- ・「新型コロナウイルスへの感染が確認された者及び濃厚接触者への対応等について」(令和4年8月3日付け4教保第806号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルスワクチンの追加接種(3回目接種)に関する情報提供について」(令和4年7月28日付け教職員企画課長事務連絡)
- ・「濃厚接触者の待機期間の見直し等について」(令和4年7月26日付け4教保第771号教育長通知)
- ・「『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の変更等について」(令和4年7月19日付け4教保第749号教育長通知)
- ・「夏期休業に向けた新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和4年6月28日付け4教保第670号教育長通知)
- ・「学校における今後の新型コロナウイルス感染症に係る留意事項について」(令和4年6月22日付け4教保第652号教育長通知)
- ・「夏季における児童生徒のマスクの着用について」(令和4年6月13日付け4教保第618号教育長通知)
- ・「学校における児童生徒等のマスクの着用等について」(令和4年5月25日付け4教総第350号教育長通知)
- ・「「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～」の改訂について」(令和4年4月5日付け4教保第333号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の幼児児童生徒に対する実施についての学校等における考え方及び留意点等について」(令和4年2月22日付け4教保第186号教育長通知)
- ・「オミクロン株に対応した学校における新型コロナウイルス感染症対策の徹底について」(令和4年2月7日付け4教総第71号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルスの懸念される変異株、オミクロン株に対応した学校における感染症対策に係る留意事項について」(令和4年1月7日付け4教保第39号教育長通知)
- ・「新たな『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針』の決定について」(令和3年11月22日付け3教保第1062号教育長通知)
- ・「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」(令和3年9月29日付け3教保第912号教育長通知)
- ・「府立学校における児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインについて」(令和3年8月31日付け3教総第512号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る府立学校の対応について」(令和3年7月30日付け3教総第456号教育長通知)
- ・「府立学校の部活動における感染防止対策について」(令和3年6月25日付け保健体育課長・高校教育課長・特別支援教育課長事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染症に係る児童生徒・教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年5月19日付け3教総第314号教育長通知)
- ・「会議等における新型コロナウイルス感染症の感染防止について」(令和3年4月22日付け教職員企画課長事務連絡)
- ・「新型コロナウイルス感染に係る教職員の感染予防・防止対策等の徹底について」(令和3年4月2日付け2教企第104号の32教育長通知)
- ・「コロナ禍における体育、保健体育の教師用指導資料について」(令和3年3月30日付け3教保第260号教育長通知)
- ・「新型コロナウイルス感染症感染防止に係る体育・保健体育授業及び運動部活動の留意事項の更新について」(令和2年9月10日付け保健体育課長事務連絡)

担当	総務企画課（本通知及びその他の事項）	075-414-5751
	教職員企画課（教職員の服務及び健康管理）	075-414-5813
	学校教育課（小中学校に關すること）	075-414-5831
	特別支援教育課（特別支援學校に關すること）	075-414-5834
	高校教育課（高等学校に關すること）	075-414-5846
	保健体育課（児童生徒の健康管理、部活動に關すること）	075-414-5861
	社会教育課（P T Aに關すること）	075-414-5882

